

「はい、こちら企業の労働110番です」

相談電話は、全国に工場を持つメーカーの人事担当者からでした。

「うつ病で会社を休んでいる社員から、『自分が病

だと言っていますが、どのように対応したらよいでしょうか」とのご相談でした。

わゆるパワーハラは、近年、労働基準監督署等に設置されている個別労働紛争解決のための総合労働相談コーナーへの相談が非常に増加しています。当協会にも多くの相談が寄せられていますが、冒頭のような、上司は通常の指導のつもりで行っている言動が、部下にはパワーハラだと受け取られてしまうという、認識のずれによるケースをよく見受けます。では、そもそも、パワーハラとはどのような言動を指すのでしょうか?

厚生労働省の職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループによる報告書では

「業務の適正な範囲」を指すのであって、何が「業務の適正な範囲」を超えるかは、業種や企業文化によって違います。また、行為が行われた状況や行為が継続的であるかどうかによっても、判断が左右される場合があります。例えば、ルールを違反した部下に正しいルールを厳しく言つてきかせることはパワーハラに当たりますが、ルールを守らせるという目的を逸脱し人格を否定するような発言をすると、パワーハラになる可能性があります。

性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義しています。

この定義にある通り、パワーハラとは、あくまで、「業務の適正な範囲」を超えるものが対象になります。

受け止め方によつては不満度に立ち入る)の6つに類型化できますが、こうした行為について、何が「業務の適正な範囲」を超えるかは、業種や企業文化によって違います。また、行為が行われた状況や行為が継続的であるかどうかによっても、判断が左右される場合があります。例えば、ルールを違反した部下に正しいルールを厳しく言つてきかせることはパワーハラに当たりますが、ルールを守らせるという目的を逸脱し人格を否定するような発言をすると、パワーハラになる可能性があります。

たと判断された場合、行為者に刑法上の責任や損害賠償責任などが課せられる可能性があるだけでなく、会社側にも安全配慮義務違反等による損害賠償を求められたり、企業のイメージダウンにつながるというリスクがあります。

そのため、企業にとつてパワーハラを予防する取り組みは必須です。具体的には、会社のトップの方からパワーハラをなくそうというメッセージを発して頂く、就業規則にパワーハラ防止の規定を設ける、相談窓口を設置する等の対応がありますが、最も重要なのは社員(特に管理職)向けの研修です。パワーハラに関する正しい知識を身に着け、業務の適正な範囲を明確にしていただきことで、管理職の方が委縮することなく、自信を持つ指導ができるよう、会社全体で取り組んでいただきたいと思います。



私たち企業の労働110番です



(一社)名北労働基準協会 相談員
特定社会保険労務士 新美智美

パワーハラスメントの予防

気になつたのは上司からパワーハラスメントを受けたからだ。このようなケースは労災になると聞いたので、手続きをしてほしい」とと言わされました。当の上司は「当たり前前の指導をしただけ」

のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループによる報告書では職場のパワーハラスメントを、「同じ職場で働く者に対する、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位

を感じたりする指示や注意・指導があつたとしても、これらが「業務の適正な範囲」で行われている場合には、パワーハラにはなりません。具体的なパワーハラ行為は、

①身体的な攻撃(暴行・傷害)、②精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)、③人間関係から

イラスト・森沢康代